

土地区画整理事業
測量委託標準仕様書

令和5年(2023年)4月

公益財団法人 東京都都市づくり公社

目 次

第1章	総 則	1
第2章	測 量 一 般	5
第3章	基 準 点 測 量	10
第4章	水 準 測 量	10
第5章	現 況 測 量	10
第6章	地 区 界 測 量	10
第7章	路 線 測 量	11
第8章	一 筆 地 測 量	12
第9章	街区確定（計算）測量	14
第10章	街区確定（設置）測量	16
第11章	画地確定（計算）測量	17
第12章	画地確定（設置）測量	19
第13章	画地境界標識設置	20
第14章	画地確定（確認・設置）測量	21
第15章	街区出来形確認測量	23
第16章	画地出来形確認測量	25
第17章	公共用地面積確定（計算）	27
第18章	換地確定図作成	28
第19章	そ の 他	30
資 料	画地境界標識等構造図	31
別 表-1	図 面 の 符 号	33
参考資料-1	基準点の使用手続き	34

第1章 総 則

第1節 一般事項

- | | |
|----------------------|--|
| 1.1.1 適用範囲及び
一般事項 | <ol style="list-style-type: none">1. この測量委託標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、公益財団法人東京都都市づくり公社が実施する土地区画整理事業(以下「事業」という。)に必要な測量委託に適用する。2. 測量作業は、それぞれの工種に応じこの標準仕様書に定める仕様に従い実施すること。また、この仕様書に規定されていない一般的な測量については、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」を準用するものとする。3. 測量の精度、作業方法等で、この標準仕様書に定めのない事項については、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程(以下「測量作業規程」という。)」及び「東京都土木工事標準仕様書」等の標準仕様書並びに特記仕様書によること。4. 同一測量の仕様について、この標準仕様書の定めと特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い実施すること。 |
| 1.1.2 用語の定義 | <ol style="list-style-type: none">1. 監督員とは、当該測量委託を監督する公益財団法人東京都都市づくり公社の指定する職員をいう。2. 指示とは、監督員が受託者に対し、測量業務の方針、基準、計画及び方法などを示し、実施させることをいう。3. 承諾とは、受託者からの提案などに対して監督員が了承することをいう。4. 協議とは、監督員と受託者とが対等の立場で合議することをいう。 |
| 1.1.3 監督員の通知 | 公益財団法人東京都都市づくり公社は、受託者に監督員を通知するものとし、監督員に変更があった場合は変更の通知をするものとする。 |
| 1.1.4 疑義の解釈 | 標準仕様書と特記仕様書に疑義を生じた場合の解釈及び測量の実施の細目については、監督員の指示に従うこと。 |
| 1.1.5 軽微な変更 | 測量の実施にあたり現地の状況により、作業に重大な影響のない軽微な変更は、監督員と協議のうえ施行すること。
ただし、この場合の変更は、契約金額を増減しない。 |
| 1.1.6 官公署等
への手続 | <ol style="list-style-type: none">1. 測量の実施に必要な関係官公署等への諸手続は、受託者において迅速に処理すること。
この場合、これらの諸手続に要する費用は、受託者の負担とする。2. 測量の実施に関して関係官公署、付近住民と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を監督員に申し出て、指示に従うものとする。 |
| 1.1.7 関係書類の
提出 | 受託者は、別に定める「受注者提出書類基準(公益財団法人東京都都市づくり公社)」に基づき、監督員が指示する期日までに関係書類を提出すること。
なお、この提出書類基準に定めのないものについては、監督員の指示に従うものとする。 |

- | | |
|-------------------|---|
| 1.1.8 法令等の遵守 | <p>1. 受託者は、測量の実施にあたっては関係法規等、測量の実施に関する諸法令を遵守し、測量の円滑な進ちょくを図ること。また、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重すること。</p> <p>2. 作業員に対する諸法規の運営適用は、受託者の責任と負担において行うこと。</p> |
| 1.1.9 費用負担 | <p>測量の検査等に必要な費用は、受託者の負担とする。</p> |
| 1.1.10 測量の中止 | <p>受託者が監督員の指示に従わないとき又は受託者に不都合な行為があるときは、測量の中止を命ずることがある。</p> |
| 1.1.11 住民等に対する広報等 | <p>受託者は、測量内容を地元住民等に周知させ、協力を求めるための必要な措置を講じなければならない。</p> |
| 1.1.12 身分証明書 | <p>1. 受託者は従事者名簿ならびに身分証明書発行願を提出すること。監督員は、名簿により施行者に手続をおこない身分証明書を発行する。</p> <p>2. 受託者は、測量完了後、身分証明書を返還すること。</p> |
| 1.1.13 土地の立入り等 | <p>1. 受託者は、測量調査等のため、公有又は私有の土地の立入り又は立木伐採等を行う場合は、必要な手続に従い、常に監督員と緊密な連絡をとり、その指示を受けること。</p> <p>2. 受託者は、施行者発行の身分証明書を常時携行し、特に私有地の立入りについては言語、動作をつつしみ、住民に不安、悪感情等を与えぬように注意すること。</p> |
| 1.1.14 テクリスの登録 | <p>受託者は、契約金額100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センターに登録するとともに、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。</p> |

第2節 着 手

- | | |
|----------------|---|
| 1.2.1 測量の着手 | <p>受託者は、契約確定の後、速やかに測量業務に着手すること。</p> |
| 1.2.2 測量着手届の提出 | <p>受託者は、測量の着手に先だち着手届を提出すること。</p> |
| 1.2.3 現場指揮 | <p>受託者は、常に現場にあつて測量に関する一切の事項を処理すること。</p> |

1.2.4 代理人等の
通知

1. 受託者は、測量業務における代理人及び主任技術者を定め、書面をもってその氏名を委託者に通知すること。
2. 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
3. 測量業務に従事する主任技術者は、測量法による測量士資格取得後8年以上の実務経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の実務経験を有し、測量士の資格を取得した者でなければならない。

第3節 測量施行

1.3.1 作業計画書

1. 受託者は、契約確定の後、測量実施に必要な作業計画書を監督員に提出すること。
2. 作業計画書には、監督員の指示により次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要（委託件名、作業量、作業区域、契約年月日、納期）
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務実施計画表
 - (4) 業務組織計画（作業編成）
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 安全管理
 - (10) 主要機器（機器の検定書も含む）
 - (11) その他
3. 受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。
4. 監督員の指示した事項については、受託者は更に詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。

1.3.2 工程管理

1. 受託者は、業務実施計画表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務実施計画表を提出すること。
2. 業務実施計画表について、監督員が特に指示した場合は、更に細部の業務実施計画表を提出すること。
3. 特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進捗を図ること。

1.3.3 測量用機器
の検定

測量用機器は、各作業に適したものを使用すること。
セオドライト、測距儀、鋼巻尺、レベル、水準測量作業用電卓、トータルステーション(データコレクタを含む)、GPS測量機等は公益社団法人日本測量協会測量技術センター等の検定を受け、検定証明書等を作業計画書に添付して提出すること。

- | | |
|-------------------|--|
| 1.3.4 測量関係書類の整備 | 受託者は、測量に関する関係書類を備え、随時監督員が点検できるように整備しておくこと。 |
| 1.3.5 測量記録写真 | 受託者は、適宜、測量状況写真等を撮影し、工程順に記録写真帳に整理するとともに、監督員に提出しなければならない。 |
| 1.3.6 使用材料の写真及び品質 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等がわかる写真を撮影するものとする。 2. 使用材料を被写体とする場合は、写真で寸法が判明できるようテープ等を添えて撮影する。 3. 使用材料の品質については、「土木材料仕様書」によるものとする。 |

第4節 安全管理

- | | |
|------------------|---|
| 1.4.1 交通及び保安上の措置 | <p>受託者は、測量実施中、流水及び水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないように次の事項を守り、交通及び保安上十分に注意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通及び保安に関係ある測量については、関係官公署の指示事項を遵守し十分な施設を設置すること。 (2) 測量の実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があるときには、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指定の表示等を行うこと。 |
| 1.4.2 事故防止 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置をとること。 2. 測量の実施中に事故等が発生したときは、応急処置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。 |

第5節 完了

- | | |
|-------------|---|
| 1.5.1 測定の完了 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 受託者は、測定の完了後すみやかに書類を点検整備し、所定の手続をとること。 2. 測定が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備、不完全が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。 |
|-------------|---|

第2章 測量一般

第1節 一般事項

2.1.1 準拠すべき 図書

各工種の測量は、次の法律及び図書に準拠して行うものとする。
なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

番号	名 称	摘 要
1	測 量 法	
2	東京都公共測量作業規程	東京都
3	公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領	公益財団法人日本測量協会
4	公共測量作業規程の準則 解説と運用	〃
5	国土調査法	
6	不動産登記法	
7	基準点測量作業規程準則（国土調査法）	国土交通省
8	国土交通省土地区画整理事業測量作業規程	（東京都／市／町）
9	道路台帳作成要領	東京都建設局道路管理部
10	道路台帳一般図式及び凡例	〃
11	水準基標測量成果表	東京都土木技術支援 ・人材育成センター
12	東京都公共基準点測量作業規程	〃
13	東京都公共基準点(二次)測量作業規程	〃
14	東京都公共基準点使用要領	〃
15	東京都道公共基準点管理保全要綱	東京都建設局道路管理部
16	建設局事業に伴う国土交通省所管国有財産の用地測量における道路、河川及び公園等の区域の境界確認事務取扱要領	東京都建設局
17	都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱の解説	〃
18	土木材料仕様書	〃

注) 法律、図書、組織等に変更があった場合は新たな名称に読みかえるものとする。

2.1.2 測定の種類
及び進め方

1. 測定の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基準点測量
- (2) 水準測量
- (3) 現況測量
- (4) 地区界測量
- (5) 路線測量
- (6) 一筆地測量
- (7) 街区確定（計算）測量
- (8) 街区確定（設置）測量
- (9) 画地確定（計算）測量
- (10) 画地確定（設置）測量
- (11) 画地境界標識設置
- (12) 画地確定（確認・設置）測量
- (13) 街区出来形確認測量
- (14) 画地出来形確認測量
- (15) 公共用地面積確定（計算）
- (16) 換地確定図作成
- (17) その他

2. 測定の進め方は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、測量実施前に設計図書に基づき測量箇所の現地確認を行い、施行にあたっては、測定位置を再確認すること。
- (2) 受託者は、測量施行後直ちに資料を整理し、過ちがないかを確認すること。

第2節 測定の計算

2.2.1 点検計算及び
再 測

受託者は、測量が終了したときには、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を超えた場合は必要な再測を行うか又は監督員の指示により適切な措置を講ずること。

2.2.2 電子計算機
の 使 用

受託者は、測定の計算を電子計算機で行う場合には、データ、桁数の取扱い等について確認し、プログラム、インプットデータを監督員に提示し、指示を受けた後に計算を行うこと。

2.2.3 計算結果の
表 示

測量計算結果については、「土地区画整理事業測量作業規程(以下、「測量作業規程」という。)」によるものとする。

2.2.4 測量成果の
検 定

受託者は、特記仕様書に測量成果の検定を行う定めのある場合は、監督員の指示により公益社団法人日本測量協会測量技術センター等による検定を受けなければならない。

第3節 提出成果品

- 2.3.1 成果品の規格
1. 計算書等で使用する用紙の規格は、別途定めのあるものを除き、原則としてA4版とする。
 2. 計算書等の製本の規格は、別途定めのあるものを除き、原則としてA4版とする。
 3. 成果品に使用するポリエステルフィルムは、片面マットを原則とする。
 4. 網図、写図(第二原図)等は、ポリエステルフィルムにグリーン色等で裏焼きし、表側から必要事項を記入する。
 5. 測量成果は原則として成果図書のほか、測量成果データファイル(電子記録媒体)を作成する。
 6. その他資料については、必要とした場合のみ提出する。
 7. 成果品の編集及び装丁等については監督員の指示によること。
- 2.3.2 図面の図式等
1. 図面の図式は、測量作業規程によるものとする。
 2. 図面の符号は、「別表－1 図面の符号」によるものとする。
- 2.3.3 点の記
1. 点の記とは、基準点等の位置を明確にするために作成するものをいう。点の記には、次の各項に示す事項を記入すること。
 2. 基準点(永久標識)点の記の記載事項
 - (1) 基準点番号及び点の名称を付した場合にはその名称
 - (2) 選点年月日
 - (3) 標識の種類及び埋設の方法
 - (4) 座標値及び高さ
 - (5) 視準点の方向角及び点間距離
 - (6) 所在地
 - (7) 位置略図(概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をm以下小数2位まで記入すること。)
 - (8) 標識の地上写真(目印となる背景を入れたもの)
 - (9) その他
 3. 基準点点の記の記載事項
 - (1) 基準点番号
 - (2) 標識の種類及び埋設の方法
 - (3) 座標値及び高さ
 - (4) 視準点の方向角及び点間距離
 - (5) 位置略図(概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をm以下小数2位まで記入すること。)
 - (6) 標識の地上写真(目印となる背景を入れたもの)
 - (7) その他
 4. 水準点(区画B.M)点の記の記載事項
 - (1) 水準点番号及び点の名称を付した場合にはその名称
 - (2) 選点年月日
 - (3) 標識の種類
 - (4) 高さ及び杭高
 - (5) 所在地
 - (6) 位置略図(概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をm以下小数2位まで記入すること。)

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 標識の地上写真(目印となる背景を入れたもの) (8) その他
	<p>5. 地区界点の記の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地区界点番号 (2) 立会確認年月日 (3) 標識の種類 (4) 座標値 (5) 所在地 (6) 位置略図(概略目標及び付近の固定構造物を利用し、3点以上から測定した距離をm以下小数2位まで記入すること。) (7) 標識の地上写真(目印となる背景を入れたもの) (8) その他
2.3.4 観測簿	<p>観測簿は、現地で野帳に記入し基準点観測手簿、水準点観測手簿等に整理したもの又は自動測定された観測データをデータコレクターに入力したものをコンピュータにより必要事項を出力した観測データリストとする。</p>
2.3.5 成果表	<p>成果表とは、各工程別作業において最終の目的として得た結果を表にとりまとめたものをいう。</p> <p>成果表は、測量作業規程 付録4 標準様式によること。</p>
2.3.6 網図	<p>1. 網図とは、測量の結果得られた各測点の位置及び関連を図上にとりまとめ、所要事項を記載したものをいう。</p> <p>網図には、縮尺 1/1,000 程度の地形図等の第二原図を用いることを原則とするが、別途監督員の指示がある場合には、その指示に従うこと。</p> <p>網図には、次の各項に示す事項を記入すること。</p> <p>2. 基準点網図の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点の種類及び番号 (2) 標識の種類 (3) 座標値及び高さ (4) 方向角及び点間距離 (5) その他必要と認められる事項 <p>3. 水準点網図の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水準路線の名称 (2) 水準点の種類及び番号 (3) 標識の種類 (4) 高さ (5) その他必要と認められる事項
2.3.7 精度管理表	<p>精度管理表とは、測定して得た数値を各工程ごとに定められた様式に従って、作業全般の精度を管理するために作成するものをいう。</p> <p>精度管理表は、測量作業規程 付録4 標準様式によること。</p>

第4節 技術管理

2.4.1 技術管理

技術管理は受託者が自ら行うものであり、その範囲及び提出書類等については次によるものとする。

(1) 作業計画全般についての総合的な技術的再検討

原則として、成果の提出は求めないが、測量作業が大規模な場合若しくはその内容が技術的に極めて高度であるか又は極めて複雑・困難であると認められたときは、検討の結果についての報告書を作成し、提出すること。

(2) 精度管理表の作成

受託者は測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成すること。

(3) 測量成果の精度管理及び品質についての確認のための点検測量は、提出する成果の作業量に対して次表の率を乗じた作業量について行うものとする。

点検測量の記録は、所定の整理を行い点検測量簿として提出すること。点検測量の書式は、「測量作業規程」によること。

なお、点検測量は受託者が各工程別作業の終了時その他適切な時期に監督員の指示する箇所について行うことを原則とする。

(4) 標識の設置状況及び出来形の記録写真の撮影

標識の設置状況は、成果品により確認できるもの以外について、測量種別ごとに(3)の点検測量率と同率の記録写真を提出すること。

(5) 最終成果の総合的な再点検及び出来栄等についての再確認は(3)に準じて行うこと。

点検測量率は次表を標準とする。

点検測量率

区分	測量種別	点検事項	点検測量率の標準値
骨格測量	基準点測量	1級基準点の観測	10%
		2級基準点の観測	
		3級基準点の観測	5%
		4級基準点の観測	
	水準測量	3級水準点の観測	5%
		4級水準点の観測	

第3章 基準点測量

本測量については、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」によるものとする。

第4章 水準測量

本測量については、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」によるものとする。なお、簡易水準測量は、「測量作業規程」によるものとする。

第5章 現況測量

本測量については、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書 第5章 現地測量(地形測量)」によるものとする。

第6章 地区界測量

第1節 一般事項

6.1.1 目的

地区界測量は、施行地区の地区界(施行地区を工区に分ける場合には、工区の境界を含む。以下同じ。)を明らかにするために必要な点(以下「地区界点」という。)を測定し、地区界点の位置及び地区総面積を求めることを目的とする。

第2節 測量作業

6.2.1 工程別作業区分及び順序

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 資料調査
- (3) 地区界の確認及び立会
- (4) 地区界点の設置
- (5) 基準点の増設
- (6) 地区界点の観測
- (7) 地区界点の計算
- (8) 地区界測量図の作成
- (9) 成果等の整理

6.2.2 基準点の確認等

基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成し、監督員の指示を受けること。

6.2.3 基準点の増設

1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 6.2.4 地区界点の確認
地区界点の位置は、監督員の指示に従い現地において関係権利者の立会いのうえ確認するとともに、境界確認書(立会同意書)を作成すること。
- 6.2.5 地区界点の設置
1. 地区界点の位置には、原則として鉄筋コンクリート標杭(120×120×900mm)を設置すること。
なお、これによりがたい場合は、監督員の指示に従うこと。
2. 地区界点には、記号「P」を用いて右回りに順次番号を付すものとする。
- 6.2.6 地区界点の点の記
地区界点の位置は、固定物を利用して3方向から測定し、後日位置の確認ができるように点の記の作成及び写真撮影を行うものとする。
- 6.2.7 地区界測量図の作成
1. 地区界測量図は、総合現況図(裏焼第二原図)に地区界点をその座標値を用いて展開し、地区界点番号並びに隣接する地区界点間の距離及び方向角を記入して作成すること。
2. 求められた成果により、総合現況図及び第二原図等に地区界を記入すること。

第3節 成 果

6.3.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 地区界点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 地区界点観測手簿 | 1部 |
| (3) 地区界点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (4) 地区総面積計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (5) 地区界点点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (6) 地区界測量図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (7) 同上出力図 | 2部 |
| (8) 地区界点確認書 (境界確認書の写し) | 1部 |
| (9) 精度管理表 | 1部 |
| (10) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |
| (11) その他資料 (地区界測量成果データファイル (電子記録媒体) 等) | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第7章 路線測量

本測量については、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」によるものとする。

第8章 一筆地測量

第1節 一般事項

8.1.1 目的

一筆地測量は、施行地区内における従前の土地について各筆の境界点（一筆の中で、借地権等の権利区分又は土地利用区分がある場合には、当該区分界を含む。以下「筆境界点」という。）を測定し、各筆の位置、形状及び面積を求め、従前の土地の地積の決定に必要な資料及び図面を作成することを目的とする。

第2節 測量作業

8.2.1 工程別作業区分及び順序

工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 資料調査
- (3) 筆境界点確認
- (4) 基準点の増設
- (5) 筆境界点の観測
- (6) 筆境界点の計算
- (7) 一筆地実測図の作成
- (8) 成果等の整理

8.2.2 基準点の確認等

基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、基準点現況調査報告書を作成する。

8.2.3 基準点の増設

1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

8.2.4 筆境界の確認

各筆境界点の位置は、監督員の指示に従い現地において、関係権利者と立会いのうえ確認するとともに、境界確認書(立会同意書)を作成すること。

第3節 計算及び整理

8.3.1 宅地の面積計算等

1. 面積計算は、筆界点の座標値に基づき、座標法又は数値三斜法により各筆、借地権等の権利の区分及び土地利用区分ごとに、面積を求めるものとする。
2. 面積計算簿には、画地の形状、地番、所有者、記号、座標値、辺長等を記載した略図を添付するものとする。

第4節 成 果

8.4.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----|------------------|
| (1) 筆境界点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) 筆境界点観測手簿 | 1部 | |
| (3) 筆境界点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (4) 面積計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (5) 筆境界点等写真 | 2部 | |
| (6) 一筆地実測図(境界点間距離記入) | 1部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (7) 同上出力図 | 2部 | |
| (8) 精度管理表 | 1部 | |
| (9) 基準点現況調査報告書 | 1部 | (必要な場合のみ提出) |
| (10) その他(境界立会確認書類の写し、一筆地測量成果データファイル(電子記録媒体)等) | | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|----|------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 | |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 | |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 | (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 | |

第9章 街区確定(計算)測量

第1節 一般事項

- 9.1.1 目的 街区確定(計算)測量は、街区の位置、形状及び面積を算出することを目的とする。

第2節 測量作業

- 9.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 準拠点等の観測
- (4) 準拠点等の計算
- (5) 中心点、街区頂点及び街区点の計算
- (6) 街区面積の確定計算
- (7) 街区確定測量原図の作成
- (8) 成果等の整理

- 9.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

- 9.2.3 基準点の増設
1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
 2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 9.2.4 準拠点の観測等
1. 街区確定測量に必要な幹線道路又は補助幹線道路の中心点及び幅杭並びに水路、河川等の用地境界標識でその位置が明らかなものについては、監督員の指示に基づいて立会いを行い引継ぎを受けること。
 2. 事業計画において定めた準拠点及び計画上の諸条件については、監督員の指示を受けなければならない。
 3. 準拠点には、記号「F」を用いて順次番号を付す。

第3節 計 算

- 9.3.1 中心点及び街区点の計算
1. 中心点及び街区点の計算は、準拠点の測定値を基に幹線道路について行った後、区画道路について幅員の大きいものより順次行う。
 2. 中心点には、記号「C」を用いて順次番号を付す。
 3. 街区点には、監督員の指示に従い番号等を付す。
 4. 計算が終了したときは、監督員の点検を受けること。

- 9.3.2 街区面積の計算
1. 街区面積の確定計算は、街区点の座標値を用いて、街区番号ごとに座標法により面積を求めること。
 2. 面積計算簿には、街区の形状、街区番号、記号、点番号、座標値、辺長等を記載した略図を添付するものとする。

第4節 成 果

9.4.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 街区面積成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 準拠点等成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (3) 中心点及び街区点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (4) 準拠点等観測手簿 | 1部 |
| (5) 準拠点等計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 準拠点等写真 | 2部 |
| (7) 中心点及び街区点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (8) 街区面積計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (9) 街区確定測量原図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (10) 同上出力図 | 2部 |
| (11) 街区確定測量図第二原図 | 1部 |
| (12) 精度管理表 | 1部 (準拠点測量のみ) |
| (13) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |
| (14) その他の資料 (集成縮図、街区確定測量及び準拠点測量成果データファイル(電子記録媒体)等) | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第10章 街区確定(設置)測量

第1節 一般事項

10.1.1 目的 街区確定(設置)測量は、街区確定(計算)測量により算出された街区点等を現地に標示して位置を確定することを目的とする。

第2節 測量作業

10.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 中心点、街区頂点及び街区点の設置測量
- (4) 街区点等設置測量図の作成
- (5) 成果等の整理

10.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

10.2.3 基準点の増設

1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

10.2.4 街区点等設置測量

1. 設置を行った中心点、街区点の杭の種別(木杭、コンクリート杭、鋸、刻印等)を街区確定測量図に記入すること。
2. 街区点等設置測量図には、隣接する中心点及び街区点の点間距離を、それぞれ現地で測定した結果を記載し、計算値と比較すること。

第3節 成果

10.3.1 成果品の提出 提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 中心点、街区頂点及び街区点設置計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 街区点等設置測量図 | 1部 (出力図) |
| (3) 街区点等写真 | 2部 |
| (4) 精度管理表 | 1部 |
| (5) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第11章 画地確定(計算)測量

第1節 一般事項

- 11.1.1 目的 画地確定(計算)測量は、街区確定(計算)測量の成果及び換地設計の諸条件に基づき、画地の位置、形状及び面積を算出することを目的とする。

第2節 測量作業

- 11.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 準拠点の観測
- (4) 準拠点の計算
- (5) 画地点の計算
- (6) 画地面積の確定計算
- (7) 画地確定測量原図の作成
- (8) 成果等の整理

- 11.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

- 11.2.3 基準点の増設
1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
 2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 11.2.4 準拠点の観測等
1. 画地確定(計算)測量に必要な敷地境界、建物、建築物等の準拠点は、監督員の指示に基づき引継ぎを受けなければならない。
 2. 準拠点には、記号「F」を用いて順次番号を付す。

第3節 計算

- 11.3.1 画地点及び画地面積の計算
1. 画地点の計算は、街区確定(計算)測量の成果及び換地設計において定められた画地の面積、その他画地の間口及び奥行等の諸条件に基づき、画地点の座標値を求めること。
 2. 計算が終了したときは、監督員の点検を受けるものとする。
 3. 画地面積の確定計算は、監督員の指示により座標法又は倍横距法により行うこと。
 4. 画地面積計算簿には、街区及び画地の形状、街区番号、画地番号、画地点番号、画地面積等を記載した略図を添付するものとする。

第4節 成 果

11.4.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 画地面積成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 準拠点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (3) 画地点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (4) 準拠点観測手簿 | 1部 |
| (5) 準拠点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 準拠点等写真 | 2部 |
| (7) 画地点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (8) 画地面積の確定計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (9) 画地確定測量原図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (10) 同上出力図 | 2部 |
| (11) 画地確定測量図第二原図 | 1部 |
| (12) 精度管理表 | 1部 (準拠点測量のみ) |
| (13) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |
| (14) その他の資料 (集成縮図、画地確定測量及び準拠点測量成果データファイル (電子記録媒体) 等) | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第12章 画地確定(設置)測量

第1節 一般事項

12.1.1 目的 画地確定(設置)測量は、画地確定(計算)測量により算出された画地点を現地に標示して位置を確定することを目的とする。

第2節 測量作業

12.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 画地点の設置測量
- (4) 画地点設置測量図の作成
- (5) 成果等の整理

12.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

12.2.3 基準点の増設

1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

12.2.4 画地点設置測量図

1. 設置を行った画地点箇所の杭の種別(木杭、鋸、刻印、コンクリート杭等)を画地確定測量図に記入すること。
2. 画地点設置測量図には、隣接する画地点間又は画地点と街区点との点間距離を現地で測定した結果を記載し、画地の辺長の計算値を比較すること。

第3節 成果

12.3.1 成果品の提出 提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 画地点設置計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 画地点設置測量図 | 1部 (出力図) |
| (3) 画地点等写真 | 2部 |
| (4) 精度管理表 | 1部 |
| (5) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第13章 画地境界標識設置

第1節 一般事項

- 13.1.1 目的 画地境界標識設置は、画地点にコンクリート境界杭を設置することを目的とする。

第2節 標識の設置

- 13.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 測量標の設置
- (3) 成果等の整理

- 13.2.2 標識の設置

1. 境界標識設置にあたっては、監督員の指示に従うこと。
2. 境界点の位置には、所定の標識を設置すること。
3. コンクリート杭の標識設置にあたっては、コンクリート根固めを行うこと。
4. 標識設置後、必要な点検・防護を行うこと。
5. 標識設置後、目印となる背景を入れて、標識の地上写真を撮影すること。
6. 木杭等が損失した場合は、監督員の指示に従うこと。

第3節 成 果

- 13.3.1 成果品の提出 提出すべき成果品は、次のとおりとする。
- | | |
|---------------|----------|
| (1) 画地境界標識設置図 | 2部 (出力図) |
| (2) 標識写真帳 | 1式 |

第14章 画地確定(確認・設置)測量

第1節 一般事項

- 14.1.1 目的 画地確定(確認・設置)測量は、街区の出来形を確認し、画地確定(計算)測量の成果を修正し、画地点を現地に標示して位置を確定することを目的とする。

第2節 測量作業

- 14.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 街区点の観測等
- (4) 街区出来形測量図の作成
- (5) 画地面積等修正計算
- (6) 画地点の測設計算
- (7) 画地点の設置
- (8) 画地点設置測量図の作成
- (9) 画地点等の観測等
- (10) 画地出来形測量図の作成
- (11) 成果等の整理

- 14.2.2 基準点等の確認 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

- 14.2.3 基準点の増設
1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
 2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 14.2.4 街区点の観測
1. 道路築造工事等によって設置された街区点の観測を行い、街区の位置及び面積を求めるものとする。
 2. 観測方法等については、第15章街区出来形確認測量の規定を準用する。

- 14.2.5 画地面積等修正計算
1. 街区の出来形に基づき、各画地の辺長及び面積を画地確定(計算)測量の成果を参考にして、修正計算を行い画地点の座標値を修正することとする。
 2. 画地の辺長及び面積は、修正計算された座標値をもとに計算するものとする。
 3. 画地面積の計算方法は、座標法又は倍横距法により行うものとする。
 4. 前記の成果を基に画地確定測量図を作成するものとする。

14.2.6 画地点の設置 | 画地点の設置については、第12章画地確定(設置)測量を準用するものとする。

14.2.7 画地点の観測等 | 画地点の観測については、第16章画地出来形確認測量を準用するものとする。

第3節 成 果

14.3.1 成果品の提出 | 提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 街区出来形面積成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 街区点出来形成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (3) 街区点出来形観測手簿 | 1部 |
| (4) 街区点出来形計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (5) 街区出来形面積計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 街区点等写真 | 2部 |
| (7) 街区出来形測量原図 | 1部 (ホリエステルフィルム#300) |
| (8) 同上出力図 | 2部 |
| (9) 画地面積修正成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (10) 画地点修正成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (11) 画地点修正計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (12) 画地面積修正計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (13) 画地修正測量原図 | 1部 (ホリエステルフィルム#300) |
| (14) 同上出力図 | 2部 |
| (15) 画地点修正設置計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (16) 画地点修正設置測量図 | 1部 (出力図) |
| (17) 修正画地点等写真 | 2部 |
| (18) 画地出来形面積成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (19) 画地点出来形成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (20) 画地点出来形観測手簿 | 1部 |
| (21) 画地点出来形計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (22) 画地出来形面積計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (23) 画地点等写真 | 2部 |
| (24) 画地出来形測量原図 | 1部 (ホリエステルフィルム#300) |
| (25) 同上出力図 | 2部 |
| (26) 画地点設置測量図 | 1部 (出力図) |
| (27) 精度管理表 | 1部 |
| (28) 基準点現況調査報告書 | 1部 (必要な場合のみ提出) |
| (29) その他の資料 (街区出来形、画地出来形成果データファイル (電子記録媒体) 等) | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 基準点成果表 | 2部 (原本及び写し) |
| (2) 基準点網図 | 1部 (ホリエステルフィルム#300) |
| (3) 同上出力図 | 2部 |
| (4) 基準点観測手簿 | 1部 |
| (5) 基準点計算簿 | 2部 (原本及び写し) |
| (6) 点の記 | 2部 (原本及び写し、写真添付) |
| (7) 精度管理表 | 1部 |

第15章 街区出来形確認測量

第1節 一般事項

- 15.1.1 目的 街区出来形確認測量は、工事の完了後において街区点の位置を測定し、街区の位置、形状及び面積を確認することを目的とする。

第2節 測量作業

- 15.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。
- (1) 作業計画
 - (2) 基準点の増設
 - (3) 街区点の復元測量
 - (4) 街区点の観測
 - (5) 街区点の計算
 - (6) 街区面積の出来形確認計算
 - (7) 街区出来形確認測量原図の作成
 - (8) 街区点標示図の作成
 - (9) 成果等の整理
- 15.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。
- 15.2.3 基準点の増設
1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
 2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。
- 15.2.4 街区面積の計算方法 街区面積の計算は、街区点の座標値を用いて、街区番号ごとに座標法により面積を求めること。
- 15.2.5 街区点標示図の作成 観測を行った街区点箇所の杭の種別(コンクリート杭、金属標識、刻印等)を街区出来形確認測量図に記入すること。

第3節 成 果

15.3.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------|---|----|------------------|
| (1) | 街区面積成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) | 街区点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (3) | 街区点観測手簿 | 1部 | |
| (4) | 街区点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (5) | 街区面積の計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (6) | 街区点等写真 | 2部 | |
| (7) | 街区出来形確認測量原図 | 1部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (8) | 同上出力図 | 2部 | |
| (9) | 街区点標示図 | 1部 | (出力図) |
| (10) | 精度管理表 | 1部 | |
| (11) | 基準点現況調査報告書 | 1部 | (必要な場合のみ提出) |
| (12) | その他の資料 (街区出来形確認測量成果データファイル
(電子記録媒体) 等) | | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------|----|------------------|
| (1) | 基準点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) | 基準点網図 | 1部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) | 同上出力図 | 2部 | |
| (4) | 基準点観測手簿 | 1部 | |
| (5) | 基準点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (6) | 点の記 | 2部 | (原本及び写し、写真添付) |
| (7) | 精度管理表 | 1部 | |

第16章 画地出来形確認測量

第1節 一般事項

16.1.1 目的 画地出来形確認測量は、街区出来形確認測量の成果に基づき、画地点の位置を測定し、画地の位置、形状及び面積を確認することを目的とする。

第2節 測量作業

16.2.1 工程別作業区分及び順序 工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 基準点の増設
- (3) 画地点の復元測量
- (4) 画地点の観測
- (5) 画地点の計算
- (6) 画地面積の出来形確認計算
- (7) 画地出来形確認測量原図の作成
- (8) 画地点標示図の作成
- (9) 成果等の整理

16.2.2 基準点の確認等 基準点の現況調査を行い、異状の有無を確認するとともに、異状がある場合には、基準点現況調査報告書を作成する。

16.2.3 基準点の増設

1. この測量において、基準点を増設する場合は4級基準点測量とし、増設した基準点には記号「B」及び番号を選定順に付し、点の記の作成を行うものとする。
2. 新点は、保存及び後続作業を考慮して適切な位置に選定し、選点図を作成する。選点図に基づき平均図を作成し、監督員の承諾を得ること。

16.2.4 画地面積の計算方法 画地面積の計算は、画地点の座標値を用いて、画地ごとに座標法又は倍横距法により求めること。

16.2.5 画地点標示図の作成 観測を行った画地点箇所の杭の種別(コンクリート杭、金属標識、刻印等)を画地出来形確認測量図に記入すること。

第3節 成 果

16.3.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------|---|----|------------------|
| (1) | 画地面積成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) | 画地点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (3) | 画地点観測手簿 | 1部 | |
| (4) | 画地点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (5) | 画地面積の計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (6) | 画地点等写真 | 2部 | |
| (7) | 画地出来形確認測量原図 | 1部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (8) | 同上出力図 | 2部 | |
| (9) | 画地点標示図 | 1部 | (出力図) |
| (10) | 精度管理表 | 1部 | |
| (11) | 基準点現況調査報告書 | 1部 | (必要な場合のみ提出) |
| (12) | その他の資料(画地出来形確認測量成果データファイル
(電子記録媒体)等) | | |

基準点を増設した場合の成果品は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------|----|------------------|
| (1) | 基準点成果表 | 2部 | (原本及び写し) |
| (2) | 基準点網図 | 2部 | (ポリエステルフィルム#300) |
| (3) | 同上出力図 | 2部 | |
| (4) | 基準点観測手簿 | 1部 | |
| (5) | 基準点計算簿 | 2部 | (原本及び写し) |
| (6) | 点の記 | 2部 | (原本及び写し、写真添付) |
| (7) | 精度管理表 | 1部 | |

第17章 公共用地面積確定(計算)

第1節 一般事項

17.1.1 目的

公共用地面積確定(計算)は、施行後の公共施設の用に供する土地の地積を正しく把握するため、街区確定(計算)測量又は街区出来形確認測量の成果を基に種目別、地番別、路線別、幅員別に面積を確定することを目的とする。

第2節 計 算

17.2.1 工程別作業 区分及び順序

工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 公共施設用地の面積の確定計算
- (3) 公共施設用地面積確定図の作成
- (4) 成果等の整理

17.2.2 公共施設用地 の計算

1. 公共施設用地の計算は、帰属分類に従い、種目別、地番別、路線別、幅員別に適当な区域の計算ブロックに分けて行うが、計算ブロックについては監督員の指示を受けること。
2. 計算が終了したときは、監督員の点検を受けること。

第3節 成 果

17.3.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設用地面積成果表 2部(原本及び写し)
- (2) 公共施設用地面積確定計算簿 2部(原本及び写し)
- (3) 公共施設用地面積確定図 1部(ポリエステルフィルム#300)
- (4) 同上出力図 2部
- (5) その他の資料(公共用地面積確定(計算)成果データファイル(電子記録媒体)等)

第18章 換地確定図作成

第1節 一般事項

18.1.1 目的

換地確定図は、施行後の公共用地及び宅地について、その位置、形状、辺長、地積等出来形の成果を保存するために作成する。

第2節 工程別作業区分及び順序

18.2.1 工程別作業区分及び順序

工程別作業区分及び順序は次のとおりとする。ただし、監督員が指示し又は承認した場合は、一部を省略することができる。

- (1) 作業計画
- (2) 換地確定図の作成
- (3) 成果等の整理

第3節 換地確定図の作成

18.3.1 換地確定図の作成

1. 換地確定図のサイズは、A1判(594mm×841mm)とし、ポリエステルフィルム#300を使用する。ただし、A1判を超える大きさの場合は、複数の図面に分割して作成するか、幅594mmのロール紙を適宜使用して作成する。
 2. 記載要領は、測量作業規程の確定測量原図図式によるものとし、図郭線に接してXY座標の表示を適当な間隔で記入する。
 3. 原則、縮尺を500分の1として、次の事項を記載する。
なお、余白を5mm以上設けることとする。
- (1) 表題は、施行規程に定められた事業名によって下記のとおり表示する。

○○都市計画事業○○○土地区画整理事業(第○工区) 換地確定図

- (2) 換地処分公告の年月日
- (3) 縮尺、方位、凡例
- (4) 地区界又は工区界
- (5) 行政界、町丁目界及びその名称
- (6) 換地処分後の土地の位置、形状及びその地番
- (7) 換地処分後の土地について権利等が存する場合には、権利等の目的となっている土地の部分の位置、形状及びその符号
- (8) 換地処分後の土地の一部が自用地である場合は、自用地の位置、形状及びその符号
- (9) 画地地積及び筆の地積(単位m²、小数点以下3位切り捨て)
- (10) 画地の周囲長、街区の周囲長(単位m、小数点以下3位切り捨て)
- (11) 使用する測地系を、枠外の右上に表示する。
(例:「世界測地系(測地成果2011)」)

4. 1枚の確定図に収容する区域は、道路、河川等公共施設に囲まれた区域とし、宅地の一筆が2枚以上の確定図に分断されてはならない。
ただし、やむを得ない場合は監督員の指示に従うこと。
5. 他の確定図に記載されている部分についても相互に関連する道路、河川等については、これらの線形を記載しておくこと。
6. 確定図には、それぞれ番号を付し余白に地区の略図を小さく描き、当該確定図と他の確定図との位置関係を明瞭に表示しておくこと。

第4節 成 果

17.4.1 成果品の提出

提出すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) 換地確定原図 1式 (ポリエステルフィルム#300)
- (2) 同上出力図 2部
- (3) その他の資料 (換地確定図成果データファイル(電子記録媒体)等)

第19章 その他

地区界(変更)測量

本測量の仕様については、第6章 地区界測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

地区界(再設置)測量

本測量の仕様については、第10章 街区確定(設置)測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

街区確定(変更計算)測量

本測量の仕様については、第9章 街区確定(計算)測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

街区確定(再設置)測量

本測量の仕様については、第10章 街区確定(設置)測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

画地確定(変更計算)測量

本測量の仕様については、第11章 画地確定(計算)測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

画地確定(再設置)測量

本測量の仕様については、第12章 画地確定(設置)測量を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

準拠点測量

本測量の仕様については、第9章 街区確定(計算)測量及び第11章 画地確定(計算)測量における準拠点の観測等によるものとし、成果品等については監督員の指示によるものとする。

埋 標

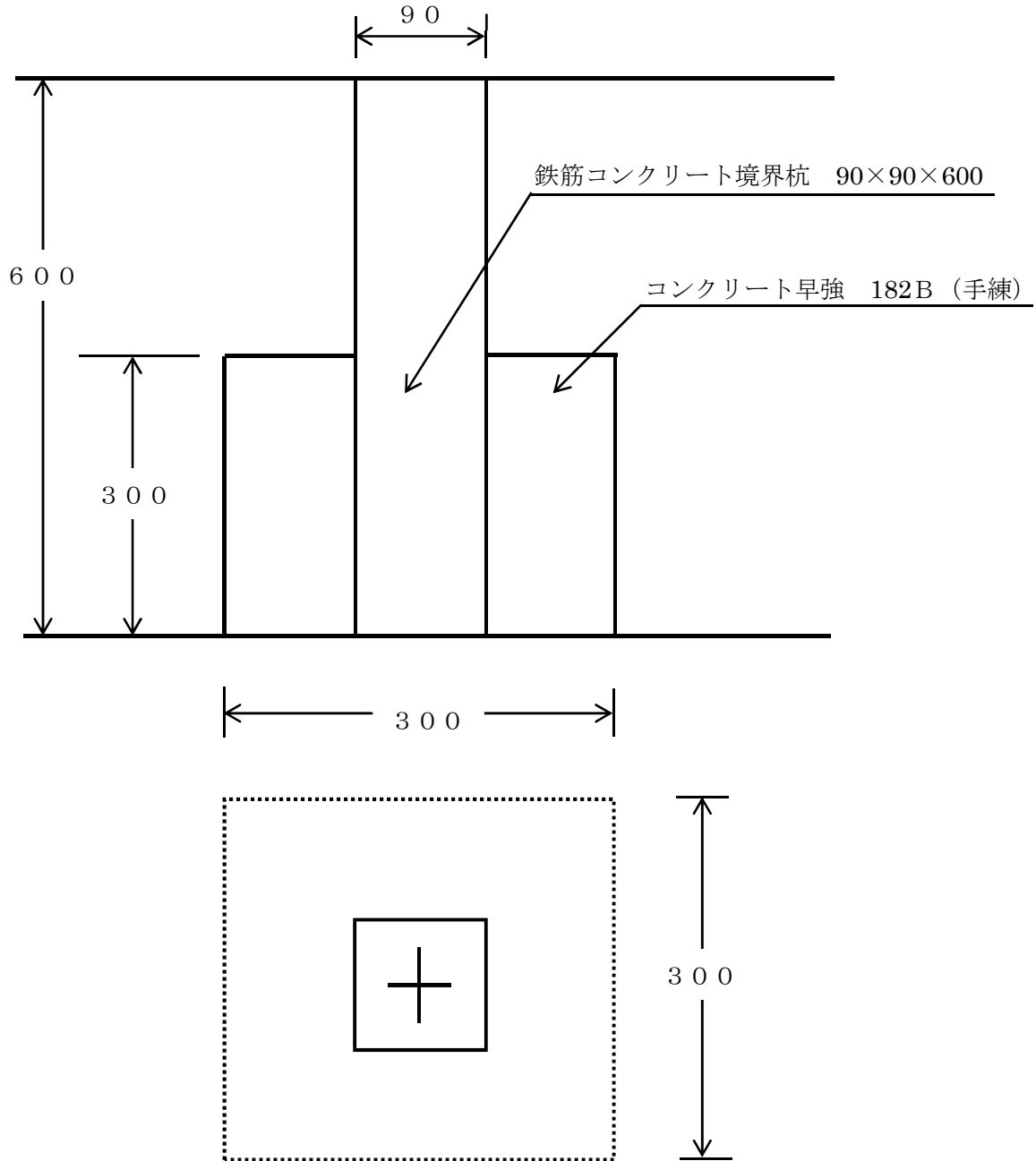
本測量の仕様については、第13章 画地境界標識設置を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

金属標識設置

本測量の仕様については、第13章 画地境界標識設置を準用するものとし、読みかえ箇所及び解釈については監督員の指示によるものとする。

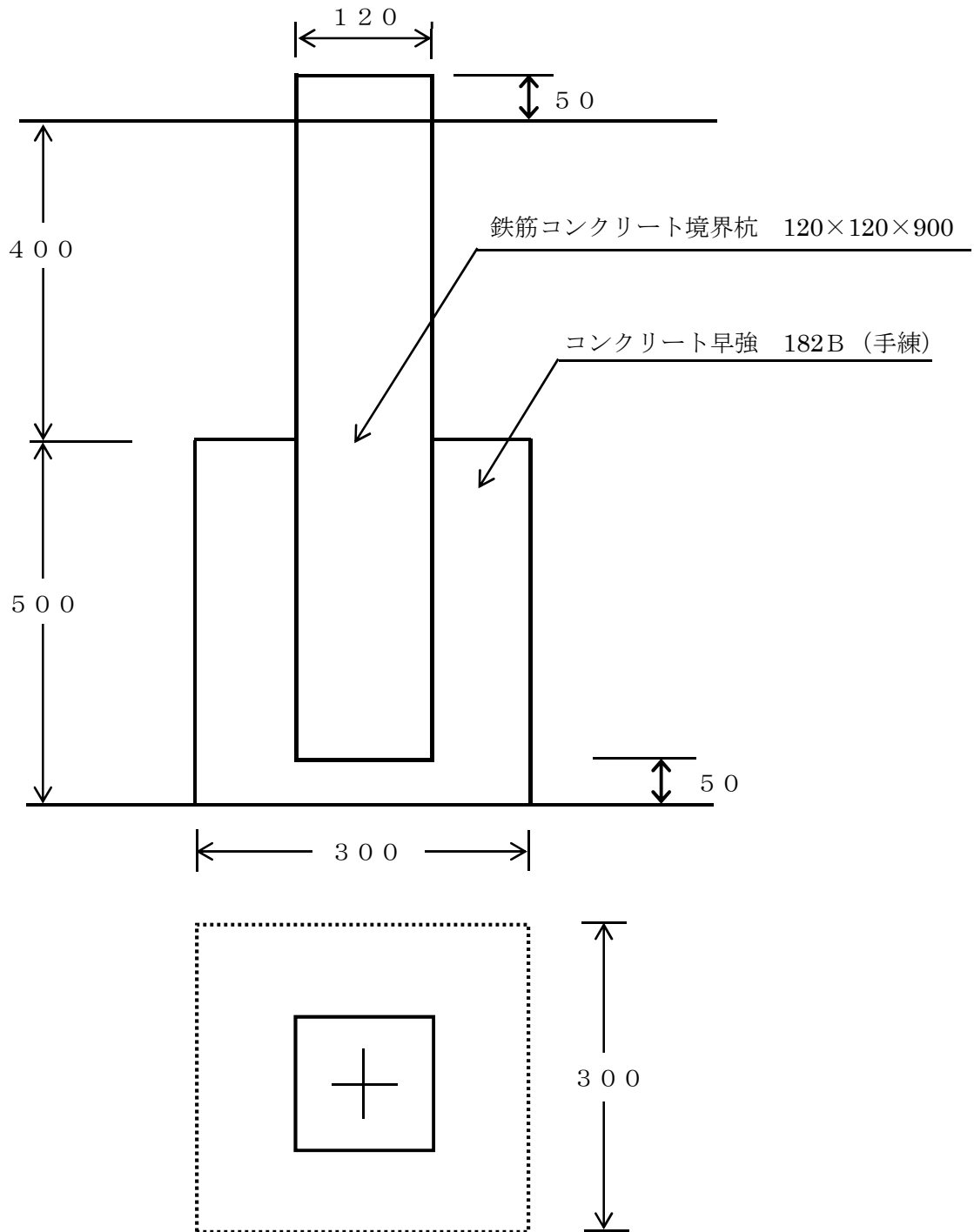
資 料

画地境界標識構造図



(注) コンクリート杭設置の根固めコンクリートは、型枠を使用しない
施工になる場合、設置後の根固めコンクリートの形状は、本図の
直線構造を標準とした凹凸又は山型形状による。

埋標構造図



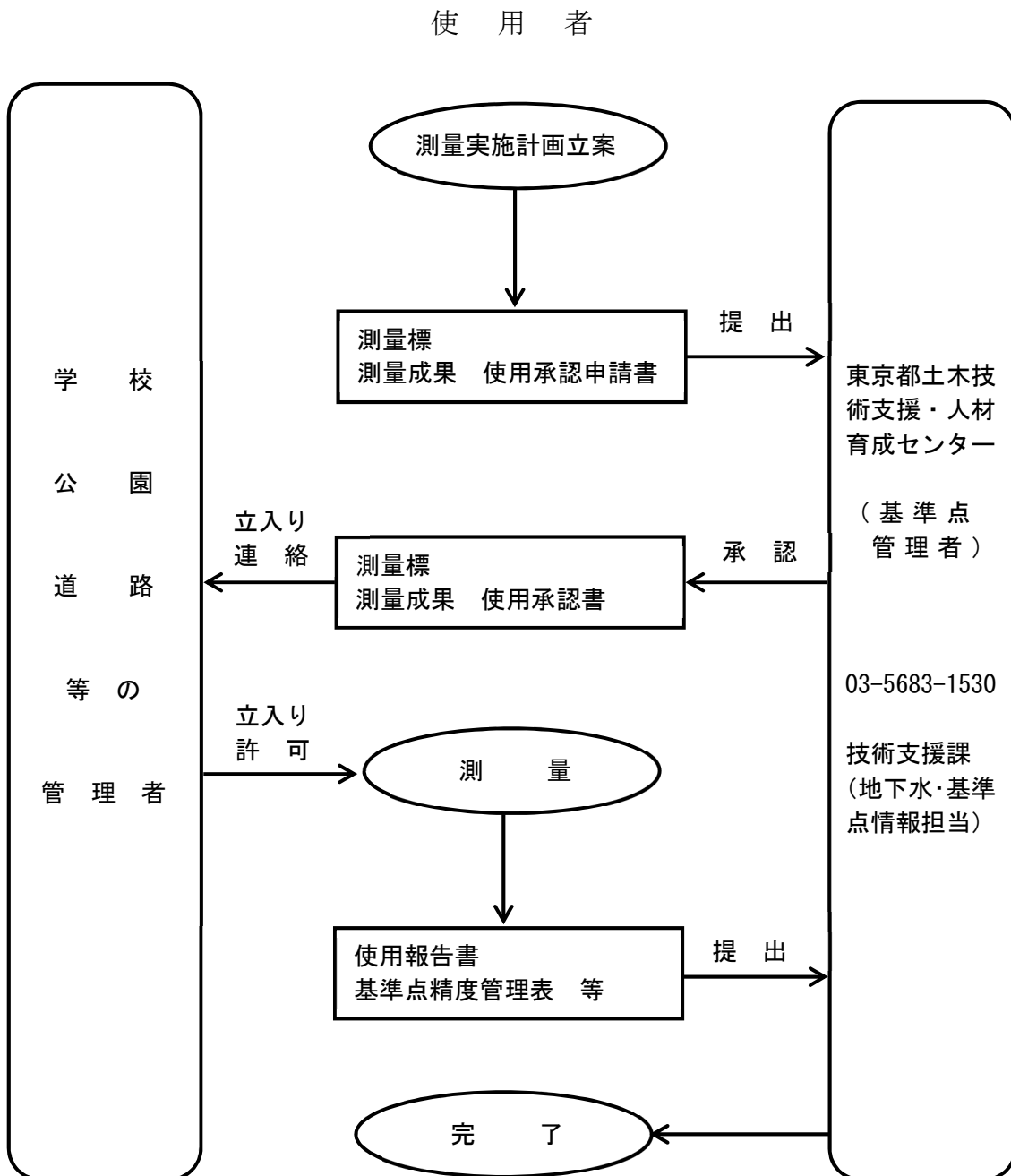
(注) コンクリート杭設置の根固めコンクリートは、型枠を使用しない
施工になる場合、設置後の根固めコンクリートの形状は、本図の
直線構造を標準とした凹凸又は山型形状による。

別表-1

図面の符号

区分	種 別	符 号	凡 例	備 考
骨 格 測 量	2級基準点	基-Ⅱ	基-Ⅱ-1	
	3級基準点	A	A-1, A-2	
	4級基準点	B	B-1, B-2	
	既知基準点	従前の符号及び番号		
	水準基標	基標番号	京(1), 芝(3)	
	区画BM	区BM	区BM-1	
	併用区画BM	併BM	併BM-2	
調 査 測 量	地区界点	P	P. 1, P. 2	
確 定 測 量	準拠点	F	F-1, F-2	
	中心点	C	C13, C45	
	街区番号 (街区確定測量等)	①	⑫, ⑬	画地確定測量の場合 は半円
	自用地符号	△	△, △ ₁	
	借地符号	(1)	(1), (2)	

東京都公共基準点の使用手続き



- 備考 1. 基準点は、学校や公園等の公共施設に設置しています。
立入りには必ず東京都土木技術支援・人材育成センターの承認を受けること。
2. 測量標及び測量成果の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用申請を提出し、承認を受けること。(東京都土木技術支援・人材育成センター ホームページの[基準・水準点申請]を参照)

令和 年 月 日				
測 量 標 使 用 承 認 申 請 書 測 量 成 果				
東京都土木技術支援・人材育成センター 所長 殿				
住 所 申 請 者 氏 名				
東京都公共基準点・水準基標を下記の目的で使用したいので申請します。				
使 用 目 的				
使 用 期 間	承 認 の 日 から 令和 年 月 日 まで			
測 量 地 域	別添測量計画図のとおり			
使用基準点・ 水準基標番号				
測 量 の 種 類 方 法				
測 量 計 画 者	名 称			
	委 託 件 名			
	担 当 者 名			
	所 在 地			
	連 絡 先	電 話 ()	内 線	
測 量 作 業 者	名 称			
	作 業 責 任 者		測 量 士 登 録 番 号 測 量 士 補	第 号
	所 在 地			
	連 絡 先	電 話 ()	内 線	

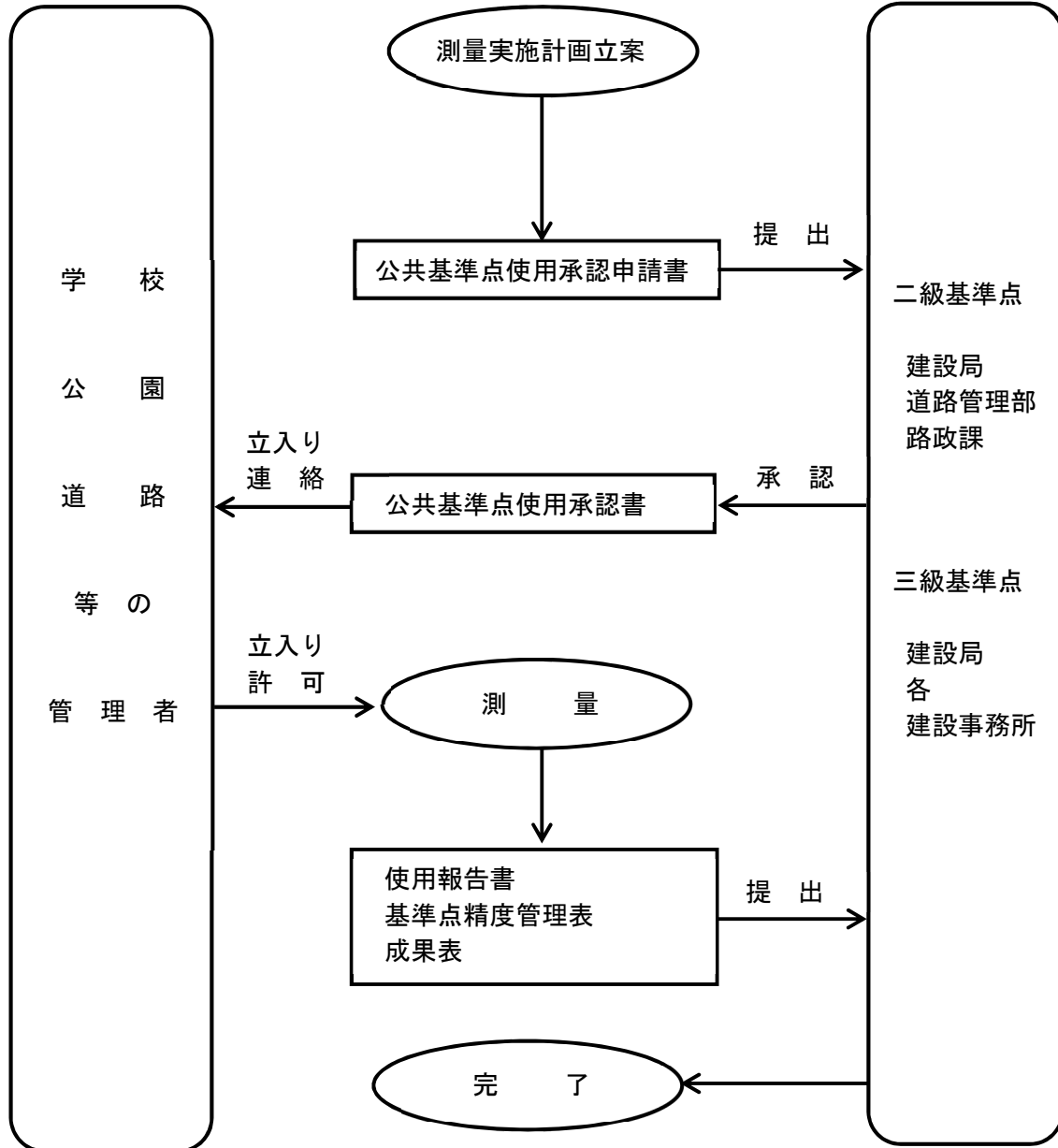
※ 測量法の定めにより、測量業務に従事する者は測量士(補)でなければなりません。

東京都道公共基準点の使用手続き

基準点設置箇所の管理者

使用者

基準点管理者



- 備考
1. 基準点は、学校や公園、道路等の公共施設の他、民間建物(マンション屋上等)に設置しています。立入りには必ず基準点設置箇所の管理者の承認を受けること。
 2. 公共基準点の使用は、同一基準点でも目的や期間が変わる毎に使用申請を提出し、承認を受けること。(東京都建設局ホームページの[道路の建設・管理-東京都道公共基準点]を参照)

東京都道公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名 印

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)		
測 量 地 域			
使 用 基 準 点 番 号			
測 量 の 種 類 方 法			
測 量 計 画 者	名 称		
	委 託 件 名		
	担 当 者 名		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話 ()	内線
測 量 作 業 者	名 称		
	作 業 責 任 者		
	連 絡 先	電話 ()	内線